# 第5章 キルギスの観光開発

#### 5-1 観光概況

#### (1)観光の位置づけ

キルギスは、CDF(2010年までの包括的開発の枠組み)において、観光をIT通信分野と並び国家経済発展の戦略的開発分野として位置づけている。アカエフ大統領は2001年を「観光の年」、2002年を「山の年」と宣言し、同国が観光に重点を置いた国づくりをめざしていることを国内外にアピールした。

観光産業のGDPに占める割合は年々増加しており、1999年2.5%、2000年2.9%、2001年には3.9%に達した。観光によって獲得される外貨額は2,440万米ドル(2001年)で、これは国のサービス輸出総額の30%に及ぶ。観光セクターで勤務する就業者は20万人にのぼり、特に若年労働者の雇用受入先として、また国が育成に力を入れている中小企業の活動の場として期待されている。

#### (2) 観光地としてのキルギス

キルギス最大の観光資源であるイシククリ湖は 1991 年まで外国人の立入りが禁じられていたために海外での知名度は低いが、ソ連時代は黒海沿岸(ソチ、ヤルタ、オデッサ)に次ぐ夏の保養地として国民に親しまれ、毎年 150 万人もの観光客が訪れた。宿泊施設の建設や宿泊客用食料の確保も中央の計画に基づいて進められ、開発は必然的に大規模かつ画一的なものであった。

ソ連邦の崩壊によって国による観光客供給のシステムはなくなり、また、ロシア、カザフスタン等の観光客はヨーロッパやトルコ等の海外へ自由に旅行できるようになり、イシククリ湖を訪れる観光客数は1990年代前半に激減したが、1990年代半ば以降徐々に回復しつつある。一方、外国人に開放されたことにより、保養以外のシルクロード観光や登山、トレッキング等を志向するヨーロッパやアジアの観光客は年々増加しており、旧ソ連時代の老朽化した遺産を抱えたまま、新しい顧客のニーズに対応しなければならないという課題に直面している。

#### 5-2 観光組織体制と観光政策

## (1)組織体制

1) 国家観光スポーツ青年政策委員会

キルギスの観光行政担当機関は国家観光スポーツ青年政策委員会(State Committee of

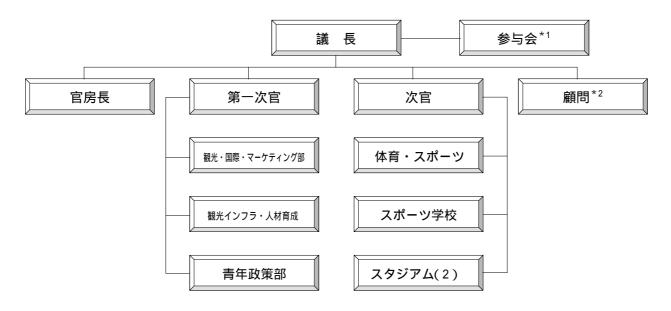
Kyrgyz Republic on Tourism, Sport and Youth Policy )である。1991年に発足した観光省 (Ministry of Tourism )は、事業団や国家委員会への改組、国家スポーツ青年政策委員会との統合等複数回の改編を経て現在に至っている。スタッフは44名(参与会メンバー9名は含まず)。政府規定により、同委員会は「国際・国内観光、体育・スポーツ、青年政策、及び観光インフラ開発に関する統一国家政策実施機関」であると定められており、観光産業に対する執行命令、並びに監督機能をもち、国の観光分野発展のための戦略的課題の検討や、観光行政実施における関係省庁や地方自治体との総合調整機能を有する。委員会の観光分野に関する主要な権限、並びに機能は下記のとおりである。

- ・観光振興政策や国家観光開発プログラムの策定及び実施
- ・観光インフラ整備のための環境づくり
- ・観光関連法案の策定
- ・観光分野の人材育成
- ・観光産業の規制ルールの策定及び実施
- ・国のイメージ向上のための国内外での広報・マーケティング
- ・関係機関との連携による観光分野への投資政策案の策定



写真5-1 国家観光スポーツ青年政策委員会

国家観光スポーツ青年政策委員会の組織図は下記のとおりである。



注1:参与会は四半期に1度開催。メンバーは下記の9名。

- 1 国家観光スポーツ青年政策委員会議長
- 2 第一次官
- 3 次 官
- 4 首相府社会文化開発局長
- 5 ビシュケク市観光スポーツ委員会議長 注 2: 観光開発国民基金 Managing Director 兼任
- 8 体育大学学長
  - 9 オリンピック練成センター長

6 国家オリンピック委員会委員長 7 ビシュケク財務経済アカデミー学長

出所:国家観光スポーツ青年政策委員会聞取り調査に基づいて作成

図5-1 国家観光スポーツ青年政策委員会組織図

## 2) 政府観光調整委員会

観光政策の速やかな実施のための関係機関間調整、並びに国家観光開発計画の実施状況の モニタリング機関として2001年2月に創設された。首相が議長、副首相と国家観光スポー ツ青年政策委員会議長が副議長を務め、観光に関連する省庁大臣や州知事、大学学長、ツ アーオペレーター協会会長、保険会社社長ら計26名によって構成される。四半期に1度開 催され、同委員会での決定は、すべての国家機関にとって執行義務を伴うものとなる。 2002年5月の会議では、「2010年までの観光開発計画」の2000~2002年分行動計画の未実行 分に新たな課題を加えた全51項目からなる2002年アクションプランが採択された。

#### 3) 観光開発委員会

2002年5月に創設された政府と民間セクター間の意思の疎通を図るための機関。国家観 光スポーツ青年政策委員会議長を議長とし、ツアーオペレーター、大学、銀行、ホテル、保 険会社等の代表者計 36 名がメンバーとなっており、月に 2 回開催される。民間セクターか らの陳情や法整備に関する提案受入の場として機能している。決定事項は国家観光スポーツ青年政策委員会参与会の議題として提出され、審議される。

## 4) 首相府、議会内の観光部署

国家観光スポーツ青年政策委員会の上部機関として、首相府、及び議会両院内に以下の 観光関連部署がある。

#### 首相府社会文化開発局

首相からの指示の伝達や執行状況の監督、並びに観光関連行事にかかわる首相のスケジュール調整を行う。局長は、政府観光調整委員会のメンバーである。現在の国家観光スポーツ青年政策委員会の第一次官はここの出身である。

#### 立法会議観光スポーツ委員会

国民代表会議青年スポーツ観光社会団体マスコミ委員会

両委員会とも、観光関連法案作成時に意見聴取し、国会での法案審議の際に国家観光 スポーツ青年政策委員会の代表者の出席を求める。

## 5) 各州政府観光部門

「2010年までの観光開発計画」((2)観光政策の項参照)では、各州レベルでの観光部門の設立の検討が含まれており、イシククリ州では既に設立された。組織上国家観光スポーツ青年政策委員会との上下関係にないため、中央と地方とで整合性のない観光政策が実施される懸念が指摘されている。

#### 6) 観光開発国民基金

観光開発国民基金(National Fund for Tourism Development)は、「2010年までの観光開発計画」の第一段階(2000~2002年)アクションプランに基づいて、2001年2月設立された。本部は国家観光スポーツ青年政策委員会の建物内にあり、イシククリ州とジャララバード州に駐在員事務所を置いている。国家観光スポーツ青年政策委員会が単独の参画者として設立され、同委員会議長が総裁を兼ねているが、現在、ツアーオペレーター協会や旅行代理店等の民間企業を参画者とするトルコの旅行業協会「TURSAB」注2型の組織への改組を進めている。

注2 旅行会社のサービス向上、観光セクター発展への貢献を目的とし、観光振興政策立案やロビー活動を行う NPO。トルコの旅行会社は法律により加入が義務づけられている。

同基金は、国家規格委員会より「Certificate of Touristic-Excursional Services」の発給権限を付与されており、旅行会社(A,B,Cの3等級)並びに宿泊施設(5 Stars ~ 1 Starの5等級)に対して発給を行っている。取得は義務ではなく任意であり、発給代金は2,423 ソム/件、有効期限は1年間である。

## 7) ツアーオペレーター協会

キルギスの観光セクターでは、民間企業の集まりであるツアーオペレーター協会がプロモーション活動のみならず、国の観光政策立案にも重要な役割を果たしている。各協会は、国外の観光見本市への参加等の活動のほか、現場の実情を踏まえた様々な規則の改善要求や法案の作成も行い、圧力団体として機能している。協会の働きかけにより実現した政策として、マナス空港税関の"Green Corridor"創設、出入国管理局職員の増員、申告品がない場合の税関申告書提出の免除、28 か国を対象とした外国人登録制度の廃止等があげられる。下記3つの協会の会長はいずれも政府観光調整委員会のメンバーであり、会議での発言を通して提案の実現を図っている。

#### キルギスタン

24社が加盟するキルギス最大の協会。評判の確立した企業を加入させ、かつ加盟企業を増やして発言力を増すことをめざしている。現在、先進国を対象に滞在2か月以内の場合のビザ・OVIR登録免除の働きかけ、並びに新観光法、新移民法案作成などの活動を行っている。

#### 女性リーダー

メンバーは、女性が経営するツアーオペレーター5社と、個人事業主18人。シルクロード観光の振興、観光セクターへの外国投資の誘致、個人企業家のイメージ向上(夏場に多発する素人ツアーオペレーターによる被害の防止)等を活動方針としている。

#### シルクロード

キルギスタン協会の前会長が方針の不一致を理由に脱会、新たに結成した。加盟企業 3社。ユルタ・キャンプなどアウトドア観光の普及に力を入れている。

## 中央アジア

キルギス、ウズベキスタン、カザフスタン、タジキスタンの4か国で形成する協会の キルギス支部。現在、中国の加入勧誘を行っている。シルクロード協会長が中央アジア 協会長を兼任。中央アジア諸国を1つの観光エリアとして見なす、シェンゲン・ビザ<sup>注3</sup>の中央アジア版の実現をめざしている。

## (2) 観光政策

キルギスの観光政策は、中・長期の国家観光開発プログラムに基づいて進められている。 1991年から 2000年まで既に 2 つの 5 か年計画が実施された。現行の「2010年までの国家観光開発プログラム」は 2001年2月2日に公布され、第一段階(2000~2002年)、第二段階(2003~2005年)、第三段階(2006~2010年)ごとの観光開発のための課題と実行の形態(法案作成、条約締結、実際行動等)、責任機関、期限を定めている。政府観光調整委員会がプログラムの進捗状況と達成度のモニタリングを実施している。

プログラムの概要を表5-1に記すとおりである。

<sup>-</sup> 注3 シェンゲン協定調印 15 か国共通ビザ。ドイツ、フランス、オランダ、ベルギー、ルクセンブルク、スペイン、ポルトガル、イタリア、ギリシャ、オーストリア、デンマーク、フィンランド、スウェーデン、ノルウェー、アイスランドが加盟。

表5-1 2010年までの国家観光開発プログラム概要

No.	大 項 目	主 要 小 項 目	小項 目数				
第一	第一段階( 2000 ~ 2002年 )						
1	政府観光調整委員会の創設	政令案作成	1				
2	観光行政機関の効率化	観光開発国民基金創設、州政府内観光部門設立他	3				
3	外国人観光客受入条件整備	空港へのツーリストインフォメーションセンター 設置他	14				
4	観光企業育成のための法整備	移民法、外国投資法の改正他	23				
5	外国人観光客入国管理緩和	国境警備隊、税関規則の見直し他	8				
6	個人投資の誘致	観光関連施設の民有化の促進他	20				
7	観光インフラの現状把握	観光市場調査の実施他	11				
8	諸機関連携による広報活動	国家インフォメーション広報センター設立他	18				
9	観光分野人材育成	教師、企業経営者向けセミナー実施他	17				
10	地方の観光振興	国際観光休暇センターとしてのイシククリ開発プ	10				
		ログラム策定他					
11	近隣諸国との協力	シルクロード諸国統一ビザ導入他	5				
第二	段階(2002~2005年)						
1	観光振興政策の実施	国際観光休暇センターとしてのイシククリ開発プ	10				
		ログラムの実行他					
2	国のイメージ向上のための広報	在外公館による観光広報活動他	7				
3	観光施設民有化の完了	民有化完了のための手段の実行	1				
4	観光投資誘致のための法整備	法案、法改正案の策定	1				
5	個人投資家の誘致	マスメディアを利用した誘致広報活動他	2				
6	観光インフラの整備	道路改修、通信網整備他	12				
7	観光分野人材育成	観光教育機関審査の実施他	5				
8	地域住民の啓発	地域住民研修センター設置、セミナー開催他	4				
9	地域開発計画の財源確保	地域住民雇用促進グラント誘致	1				
10	サービス基準・サーティフィケート策定	基準作成技術委員会の創設他	5				
第三	第三段階(2005~2010年)						
1	観光インフラの整備	投資環境整備他	6				
2	投資誘致による観光施設建設	インフラ整備計画( 2005 ~ 2010 )実行他	3				
3	観光企業間ネットワークの構築	伝統工芸品・民芸品制作企業支援他	3				
4	近隣国との観光サービスネットワーク	統一観光エリアの創設他	2				
5	ツーリストインフォメーションシステムの構築	在外公館による観光広報活動の強化	1				

国家観光開発プログラムのほかに、以下の観光開発計画がある。

Kyrgyzstan Tourism Development Framework( Aga Khan 基金 )

スイスの Aga Khan 基金が GTZ と共同で実施した観光開発調査の報告書。2001 年 4 月にキルギス政府に提出された。全 4 巻からなり、提言は観光行政組織改革からイシククリ地域開発アクションプランまで広範な分野に及ぶ。国家観光スポーツ青年政策委員会は、提言のうち 28 項目を選定し実現をめざしているが、予算化の目処は立っていない。提言28 項目実行計画の概要については、別添 1 参照。

Tourism Investment Manual (GTZ)

GTZ が 2000 ~ 2001 年に実施した観光開発調査の報告書で、2002 年春にキルギス政府に提出された。投資誘致に携わる政府政策担当者と投資家の両方を対象とした内容になっており、GTZ が 1990 年代後半に実施した環境開発調査の成果を基に自然環境に配慮した観光開発プロジェクトを提案している。本報告書の提言に基づいた政府の具体的な施策は行われておらず、Aga Khan 基金報告書ほどキルギス政府によって活用されていない。

イシククリリゾート - レクリエーションゾーン地域開発マスタープラン(策定中) (国家建築建設委員会付属建築建設研究所)

イシククリ地域の総合都市開発計画。リゾートゾーンや自然保護区域を含む土地利用区分や地益権、電気・上下水道・暖房網、交通網等を規定し、開発の基準となる法整備を目的としたものである。現行のプランは1970年代にモスクワの中央建築研究所で作成されたもので、ソ連全土から組織的に送客される観光客の受け入れを前提としたものであるために今日の実情にそぐわず、全面的に改訂する必要があるが、予算と設計機材の不足によって作業は進んでおらず、土地利用や建築建設の許認可は、やむを得ず旧プランに基づいた運用が続いている(マスタープラン概要は別添2参照)。

## (3)予算

2002年度の国家観光スポーツ青年政策委員会が管轄する予算を表5-2に示すとおりである。

表5 2 国家観光スポーツ青年政策委員会予算(2002年)

(単位:Som)

	( 1 = 7 = = = 7
項目	金額
給料	5,252,400
法定福利費	1,523,100
出張旅費・食費	25,945,000
水道光熱費	4,109,600
スポーツ奨学金	5,274,500
修繕費	3,962,300
観光振興費	5,000,000
その他	8,454,500
総計	59,521,400

出所:国家観光スポーツ青年政策委員会聞取り調査に基づいて作成

予算額は、国家予算歳出総額(111億7,000万ソム)の0.53%である。最大の費目である出張 旅費・食費は、ヨーロッパ等で開催される観光見本市参加のための航空運賃と宿泊費であり、 また、観光振興費 500 万ソムは、「2002 年山の年」関連イベント(2002 年 10~11 月に「Bishkek Global Mountain Summit」開催)実行のために特別に支出されたものである。

2002年度の政府による公共投資は、IMFとの合意により総額を GDP の 5%(約 9,000 万米ドル)に上限が定められており、限られた予算のなかで 2002年度には 34 の優先プロジェクトを実行予定だが、教育、保健衛生等の社会保障分野が中心であり、道路、空港改修といったインフラ整備を除き観光に関連するものは含まれていない。観光は国家開発の優先分野であると位置づけられているが、政府による予算的措置は講じられておらず、開発は民間セクター資本に期待する以外にない状況にある。

## (4)観光関連法令

主な観光関連法令を表5-3に示すとおりである。

表 5 - 3 観光関連法令

法令名	施行年月日
租光法	1999年3月25日
200	
「2010年までの国家観光開発計画」大統領令	2000年9月4日
「2010年までの国家観光開発計画」実行のための政令	2001年2月2日
「2001年観光の年」宣言大統領令	2000年12月22日
「2001年観光の年」宣言大統領令実行のための政令	2001年2月9日

出所:国家観光スポーツ青年政策委員会聞取り調査に基づいて作成

現行の観光法は、観光行政における国家機関の役割、観光客の安全の確保、観光活動の際の環境保全義務などを定めたシンプルな内容となっている。現在、旅行会社やホテルに対するライセンス、及びサーティフケート取得を義務づける方向での同法改正作業を国家観光スポーツ青年政策委員会が進めており、各ツアーオペレーター協会が反対している。

#### (5)観光関連規則

#### 1) ビザ

観光ビザの期間は最長1か月。空港での取得が可能になった(写真3cm x 4cm 1枚必要、代金60米ドル)。観光ビザの延長は不可能で、ビジネスビザへの切替が必要となるが、その場合にはキルギスの相手先の身元保証レターが必要となる。

現在、次記27か国に対して、ビザ免除措置が適用されている。

表5-4 ビザ免除国

1	アゼルバイジャン	11	マケドニア	21	タジキスタン
2	アルバニア	12	マレーシア	22	トルコ
3	アルメニア	13	モルドバ	23	ウクライナ
4	ベラルーシ	14	モンゴル	24	クロアチア
5	ブルガリア	15	ポーランド	25	チェコ
6	ボスニア・ヘルツェゴビナ	16	ロシア	26	ユーゴスラビア
7	グルジア	17	ルーマニア	27	日本
8	カザフスタン	18	スロバキア		
9	中 国	19	スロベニア		
10	キューバ	20	ベトナム		

出所: 『Tourism in Kyrgyzstan』Professional Manager Consulting(2002)

## 2) 外国人登録

5日以上滞在する外国人は、ビザの有無にかかわらず外国人ビザ登録局(OVIR)への登録が義務づけられている。費用は57.34 ソムで、旅行会社が業務を代行しているが、その煩わしさから観光客には極めて不評である。制度廃止の議論が数年前から持ち上がっているが、現在でも施行が続いている。下記28 か国に対しては登録免除措置をとっているが、ビザ免除対象国は除外されており、5日以上滞在する外国人は、ビザ取得か外国人登録のいずれか、又はその両方を求められることになる。

表 5 - 5 外国人登録免除国

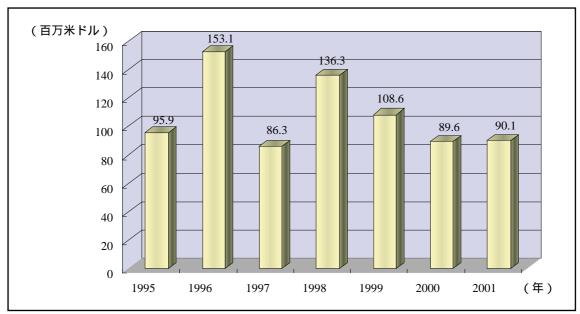
1	オーストラリア	11	スペイン	21	ノルウェー
2	オーストリア	12	イタリア	22	ニュージーランド
3	ベルギー	13	カナダ	23	ポルトガル
4	英 国	14	キプロス	24	米 国
5	ドイツ	15	韓国	25	フィンランド
6	ギリシャ	16	リヒテンシュタイン	26	フランス
7	デンマーク	17	ルクセンブルグ	27	スイス
8	イスラエル	18	マルタ	28	スウェーデン
9	アイルランド	19	モナコ		
10	アイスランド	20	オランダ		

出所:『Tourism in Kyrgyzstan』Professional Manager Consulting(2002)

#### 5-3 投資環境

#### (1)外国投資

キルギスへの外国投資額の推移を図5-2に示すとおりである。



出所:『Economic Development of Kyrgyz Republic』キルギス国家統計委員会 2002年

図5 2 外国投資額の推移

国家資産投資委員会が、外国投資受入れの窓口、並びに国家資産民有化実行機関となっている。

キルギスの外国投資誘致策は、以下に記すとおり、制度の導入当初に設けられたインセンティブが後年撤廃されるというパターンを示しており、外国人投資家の不信を招いている。 外国投資額は1998年以降2年連続で減少、2001年も9,010万米ドルと前年と同水準にとどまっている。

## 外国投資法

1992年の制定時には、資機材持込時の輸入関税免除や、業種によって2~5年間の利益税免除等の外国投資誘致のための優遇措置が設けられていた。1996年に海外からの投資が活発になったことを受け、1997年に政府はこれらの優遇措置を廃止した。その後のアジアとロシアの経済危機の影響によって、外国投資は落ち込むこととなった。

## 自由経済区(FEZ)

輸出の促進を目的に 1997 年にビシュケクをはじめ、各州に創設された。入居企業には輸出関税免除、ライセンス取得免除等の優遇措置が与えられた。その後、商品を輸出せずに国内販売に従事する企業が増加したこともあり、2000 年に政府が対抗措置として関税の適用、アルコール、タバコ製造企業の締め出し等を行った結果、区内の企業活動は一気に活力を失った。

#### 投資が不振な理由として、

- ・南部のイスラム武装勢力の活動により(特に 2001 年 9 月 11 日以降 ) リスク・カント リー視されている
- ・投資に関する法律・制度の不安定さ
- ・投資対象として魅力が小さい(リスクに見合うリターンが期待できない)
- ・輸送、通信インフラの未整備
- ・各種手続の縦割行政と官僚主義的弊害

#### 等をあげることができる。

上記最終項目の縦割行政と官僚主義に対する批判を打開するため、2002年に国家資産投資委員会内に「One Stop Shop」部が設立された。ここでは、投資家のために、許認可にかかわるあらゆる書類の準備や取得のサポート、関係機関との調整、法律・税制面のアドバイスを行うことになっている。

## 観光投資誘致庁構想

国家観光スポーツ青年政策委員会内の組織として観光分野に特化した投資誘致機関の設立構想がある。設立法案は既に作成され、現在副首相が検討を行っている。法案によれば、同庁は観光分野に関する投資や援助の受入窓口となり、観光企業に対してクレジット(2-Step Loan)供与を行うことを想定している。投資の誘致受入機関として既に国家資産投資委員会が存在し、機能が重複するため、同庁設立の目処は立っていない。

#### (2) 民有化の現状

民有化の作業は、「国家資産民有化プログラム」に基づいて進められている。2002年7月1日 時点の国有資産の民有化率は69.7%である。セクター別の進捗率は表5-6のとおりである。

表 5 - 6 セクター別民有化進捗率(2002年7月1日時点)

鉱工業	89.2 %	商業、飲食業	97.5 %
建設	58.9	生活サービス	99.9
運輸	57.6	非生産部門 *	44.2
農業	43.2	その他	44.8

注:観光関連施設を含む

出所:『National Poverty Reduction Strategy 2003-2005』 2002年

民有化は競売が原則で、2回連続して成立しなかった場合に限り、直接契約が認められる。 競売の対象となるのは建物だけで、土地は建物を落札した企業が州政府と借地契約を締結す ることになる。1998 ~ 2000年のプログラムでは、観光関連施設については23物件の民有化 が実施された。うち、入札が成立したのが17件(購入権付リース4件を含む) 直接契約が6件 であった。2001 ~ 2003年のプログラムでは、12件の民有化が計画されている。

#### (3)土地の私有化

2001年1月の土地法の施行に伴い、土地の私有が可能になった。土地の所有権は各州政府に属するが、国が25%の国有地を留保している。私有化は競売が前提であるが、これまで1度も実施されていない。競売を経ない場合は、最長1999年までの借地が認められる。競売が実施されていないにもかかわらず、一部投資家による土地購入が進んでいるとのことである。政府も実態を把握しておらず、2002年になってようやく国家建築建設委員会と国家登記局がプロジェクトチームを結成し、土地のインベントリー調査を開始した。

## (4)税制

観光サービスに関連する主要な税目と税率を表5-7に示すとおりである。

表5 7 観光関連主要税目と税率

税目	分 類	課税対象・税率
法人税	国税	法人所得に対する税金 税率 20%
所得税	国税	個人所得に対する税金
		60,000Som まで 10%
		60,000Som 超分 20%
付加価値税	国 税	税率 20% 輸出品は非課税
売上税	国 税	商品・サービスの売上に対する税金 税率 4%
ホテル税	地方税	ホテル売上に対する税金
		売上税とは別途課税 税率1~3%
リゾート税	地方税	リゾート施設利用券額面の3%(チョルポン・アタ市)
宿泊税	地方税	宿泊者 1 人 1 泊当たり 10Som( チョルポン・アタ市)
物品税 国 税		奢侈品に対する課税 税率は毎年国会で決定

出所:『Think Kyrgyz Republic - Investment Guide 2002』国家資産投資委員会 2002年 他

ほとんどの宿泊施設が、顧客との精算の簡素化のために税込の金額を料金として表示している。経営者の間では重税に対する不満が強い。

#### 5-4 観光資源

#### (1) 観光資源

キルギスを訪れる観光客の目的は、 ビシュケク市内観光、 サナトリウムでの療養を含むイシククリ湖畔観光、 シルクロードルートに沿った歴史旧跡巡り、 登山、トレッキング、スキー、遊牧民生活体験等のアウトドア観光に大別することができる。

## 1) ビシュケク市内観光

ビシュケクは、天山山脈の支派キルギス・アラトー山脈とカザフスタン国境を流れるチュイ川に挟まれた標高800mの地にある。ここは、トルファンからウルムチを経て天山山脈の北側を通って中央アジアへ入る、シルクロードの天山北路と呼ばれるルートの中継地点にあたる。旧ソ連の都市計画に基づいて区画整理された現在の街並みは碁盤の目のように整然としており、大規模なコンクリートの建物が立ち並ぶ。市内に歴史遺跡はほとんどない。

## キルギス国立博物館

大統領府の横のアラトー広場に位置し、建物正面にはレーニン像が立っている。1階にはユルタ(遊牧民の移動式住宅であるテント。厚手の羊毛のフェルト製。モンゴルのゲルと同種)が設置され、なかには生活用品や布団が置かれており、遊牧民族の生活をうかがい知ることができるようになっている。2階には社会主義革命に関する資料や革命家の像などの展示があり、3階はキルギスの歴史文化博物館で、石器時代から現代に至るまでの歴史や文化の変遷が遺跡の写真や発掘品とともに展示されている。説明のほとんどがロシア語又はロシア語とキルギス語の併記で、英語は少数である。

#### キルギス国立美術館

ロシアの画家レーピンをはじめとするソ連時代の画家と現代キルギス人画家、並びに 19世紀末のヨーロッパ人画家の絵画が展示されている。1階の特別展示場では、2~3か 月の会期で世界のカーペット展、宝飾展、古代彫刻展などの催しが行われている。

## マナス王像

マナス王は、1,000年以上にわたり叙事詩によって語り継がれているキルギス民族統一

ほとんどの宿泊施設が、顧客との精算の簡素化のために税込の金額を料金として表示している。経営者の間では重税に対する不満が強い。

#### 5-4 観光資源

#### (1) 観光資源

キルギスを訪れる観光客の目的は、 ビシュケク市内観光、 サナトリウムでの療養を含むイシククリ湖畔観光、 シルクロードルートに沿った歴史旧跡巡り、 登山、トレッキング、スキー、遊牧民生活体験等のアウトドア観光に大別することができる。

## 1) ビシュケク市内観光

ビシュケクは、天山山脈の支派キルギス・アラトー山脈とカザフスタン国境を流れるチュイ川に挟まれた標高800mの地にある。ここは、トルファンからウルムチを経て天山山脈の北側を通って中央アジアへ入る、シルクロードの天山北路と呼ばれるルートの中継地点にあたる。旧ソ連の都市計画に基づいて区画整理された現在の街並みは碁盤の目のように整然としており、大規模なコンクリートの建物が立ち並ぶ。市内に歴史遺跡はほとんどない。

## キルギス国立博物館

大統領府の横のアラトー広場に位置し、建物正面にはレーニン像が立っている。1階にはユルタ(遊牧民の移動式住宅であるテント。厚手の羊毛のフェルト製。モンゴルのゲルと同種)が設置され、なかには生活用品や布団が置かれており、遊牧民族の生活をうかがい知ることができるようになっている。2階には社会主義革命に関する資料や革命家の像などの展示があり、3階はキルギスの歴史文化博物館で、石器時代から現代に至るまでの歴史や文化の変遷が遺跡の写真や発掘品とともに展示されている。説明のほとんどがロシア語又はロシア語とキルギス語の併記で、英語は少数である。

#### キルギス国立美術館

ロシアの画家レーピンをはじめとするソ連時代の画家と現代キルギス人画家、並びに 19世紀末のヨーロッパ人画家の絵画が展示されている。1階の特別展示場では、2~3か 月の会期で世界のカーペット展、宝飾展、古代彫刻展などの催しが行われている。

## マナス王像

マナス王は、1,000年以上にわたり叙事詩によって語り継がれているキルギス民族統一

の英雄。像は街の中心部のフィルハーモニー・コンサートホール前の広場に立つ。1995年にはマナス千年祭のイベントが国をあげて行われた。



写真5-2 マナス王像

## マナス公園

マナス千年祭を記念してイシククリホテルの裏にマナス公園が開園したが、観光客には知られておらず、訪れる者は少ない。公園内にはマナスをモチーフにした複数のオブジェが設置されている。



写真5 3 マナス公園

#### アラ・アルチャ自然公園

ビシュケクの南 40km、キルギス・アラトー山脈から流れるアラ・アルチャ川やアク・サイ川が造り出した渓谷の周囲に作られた自然公園で、800種の植物、40種の動物、160種の鳥が生息する。1976年に開園した。面積は1万9,400ha、入口の標高は1,300m、公園内の最高峰カローナ峰は4,692mに及ぶ。滝や氷河を抱く山を望むことができ、訪れる人々はハイキングやトレッキング、本格的登山等、様々な休暇を過ごしている。



写真5-4 アラ・アルチャ自然公園

## 2) イシククリ湖畔

イシククリ湖への外国人観光客の立ち入りが可能となったのは 1991 年の独立後のことであり、欧米諸国やアジアの観光客はシルクロードの拠点として湖を短期で訪問するが、カザフスタン、ウズベキスタン、ロシアの観光客は、ソ連時代と同様に夏期に長期間療養や休息に訪れる。

#### イシククリ湖

ビシュケクから東へ 190km、南北に分かれる天山山脈の中間に位置するイシククリ湖はキルギス語で「暖かい湖」を意味し、標高 1,600m にありながら湖底の湧き水により冬場も凍ることはない。塩水湖で水は青く、その美しさから「中央アジアの真珠」と称される。晴れた日には湖対岸に氷河を頂く山々を一望に収めることができる。



写真5-5 イシククリ湖

## サナトリウム・保養施設

イシククリ湖沿岸にはソ連時代に建設されたサナトリウムや保養施設がチョルポン・アタ市を中心に多数存在する。利用者の大部分は同様の施設に慣れ親しんだ地元キルギスや周辺の旧ソ連国民で、特に高齢者が多い。施設内には温泉、泥、電気による治療機器や室内プールが備わっているが、設備の老朽化が進んでいる。宿泊客は定められた療養プログラムに基づいて行動する。最高級とされる「オーロラホテル」は、ソ連時代には共産党幹部用施設だった。現在でも、食事は全宿泊客同メニュー、館内標記はロシア語のみである等、旧ソ連スタイルの経営が続いている。



写真5-6 オーロラホテル